

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第81号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年12月16日 18時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市三重式見港 三重式見港三重南防波堤西灯台から真方位043°700m付近 （概位 北緯32°49.1′ 東経129°45.7′）
事故等調査の経過	平成26年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十三野村丸、320トン
船舶番号、船舶所有者等	NS1-1016（漁船登録番号）、のぞみ漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 バルバスバウに凹損 防波堤 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、水揚げのため、船長が単独で操船し、乗組員を入港配置に就け、約0.4～0.5ノットの対地速力で三重式見港を航行中、操舵室後部の船舶電話が鳴り、船長が、電話に応答していたところ、‘三重式見港中央ふ頭南西角から西方に延びた防波堤’（以下「本件防波堤」という。）に接近していることに気づき、左舵一杯を取り、船首スラストを始動して衝突回避を試みたものの、平成25年12月16日18時00分ごろバルバスバウが本件防波堤に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約1～2m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時17分ごろ 月出時刻：16時35分ごろ（月齢13.4）
その他の事項	中央ふ頭の西側岸壁は、3隻の船舶が接岸でき、入港順に接岸場所が決まっていた。 船長は、本事故時、所属会社に本船の接岸場所を問い合わせていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、三重式見港を航行中、船長が、操舵場所を離れ、操舵室後

	部にある船舶電話に応答し、見張りを行っていなかったことから、本件防波堤に向かっていることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、三重式見港を航行中、船長が、操舵場所を離れ、操舵室後部にある船舶電話に応答し、見張りを行っていなかったため、本件防波堤に向かっていることに気付かず、本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。・会社との連絡事項の確認は、十分余裕のある時期に、広い海域で済ませておくこと。